

権利者不明の場合における各種対応策の関係のイメージ

コンテンツの二次利用に当たっては、改めて利用許諾が必要となることが原則。

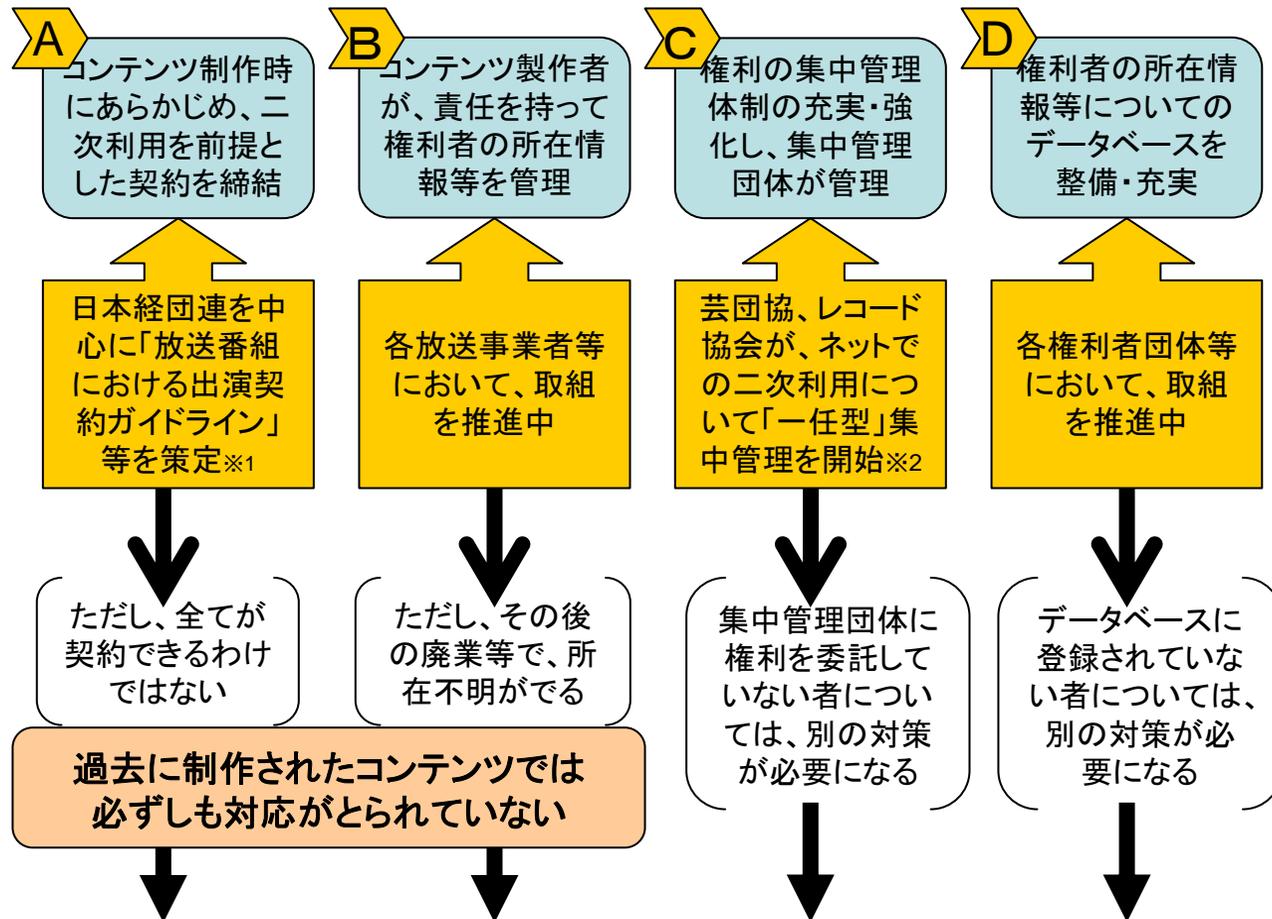
- ①この場合に、権利者の所在情報等が十分でない場合がある（さらに、制作に参加していた者の場合と、単に制作過程で写り込んでしまった者の場合とがある）
- ②また、肖像権やその他の人格的利益が問題となる場合もある。

前提

基本となる
対応策

最近の取組

ただし、各対応策は一長一短であり、組み合わせて対応



なお、①のうち、単に制作過程で写り込んでしまっただけの者の場合は、左記A、Bの対策は難しい。

また、②の肖像権等の場合は、左記Cの方策は難しい。

※1: 日本経済団体連合会映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会「映像コンテンツ大国の実現に向けて」(2007.2.22)

※2: 日本芸能実演家団体協議会、日本レコード協会(2006.10より)

大方は対応できるとしても、全てではない

権利者不明となった場合の対応策

最近の取組

残る問題点

↓ ↓ ↓ ↓

対応策にかかわらず、権利者所在不明になってしまう場合

E 文化庁長官の裁定制度を活用して、利用許諾を得る

F 一定の実績・情報等を有する団体の協力を求めつつ、事後精算

G 権利者が現れたときに備えて、使用料をプールしておき事後精算

H 後に権利侵害を追及された場合には、保険等により事後精算

平成17年に手続を簡素化

日本経団連を中心に、これらの方策(第三者機関)の導入可能性について検討

一部分野では保険が用意

しかし、形の上で権利侵害を問われる可能性は残る

適法性を確保したい場合に、民間の取組・努力を補完しうる唯一の手段

ただし、裁定制度について、手続簡素化、期間短縮化の要望有。
また、著作隣接権については、このような制度がないとの問題点。